

第7章 まとめ

有害・危険ごみの処理については、従来の廃棄物処理法による処理責任の主体である市町村にとって大きな負担となっていることがこれまでの調査で明らかになった。使用後に有害・危険ごみとなる製品については、その設計段階で、排出後の環境への負荷の低減、取り扱いの危険性の軽減がいつそう図られることが重要である。第2章で検討したように、このような製品の排出減量と有害性・危険性を増大させない回収システムの構築にあたってデポジット制度適用は有効なものと期待される。第4章では預託金や回収場所への距離、デポジット適用が必要と思われる製品などについて府民の意向が明らかにされた。容器廃棄物回収における海外のデポジット事例を参考に、第6章では、危険・有害ごみのデポジット制度の具体的なシステム設計を行い、共同運営会社（もしくは行政運営組織）による回収センターと小売店が連携した独自の回収システムの提案を行った。

危険・有害ごみにおけるデポジットシステムを構築していくうえの今後の課題として、拡大生産者責任の観点を含む法政策面での検討は十分であるとはいえないこと、このため提案した制度は運営にかかる責任分担をラフに取り扱っている点がある。

今後危険・有害ごみの処理責任を明確にした法整備の検討には、金銭支払い責任を含めた責任分担の明確化が必要であろう。